

第21号議案

品川区立シルバーセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区立シルバーセンター条例の一部を改正する条例

品川区立シルバーセンター条例（昭和33年品川区条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から11の項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（説明）北品川シルバーセンターを廃止する必要がある。